

議案第 24 号

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部改正 について

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部を改正す る条例

北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例（平成 17 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「在宅の障害者の社会参加の促進のため、生活支援及び作業支援を行う」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保する」に改める。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関すること。
- (2) 法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援に関すること。
- (3) 法第 5 条第 16 項に規定する計画相談支援に関すること。
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 項

に規定する障害児相談支援に関すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業所の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第15条を次のように改める。

(事業所を利用することができる者)

第15条 事業所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業 次のいずれかに該当する者
 - ア 法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者（法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により障害福祉サービスを必要とする障害者
- (2) 第3条第3号に規定する事業 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等
- (3) 第3条第4号に規定する事業 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。